

上場制度整備懇談会
第19回 議事要旨

1. 日時：平成20年11月21日（金）午後2時から午後4時まで

2. 場所：東京証券取引所会議室

3. 議題：

(1) 前回のまとめ

(2) 投資家が安心して投資できる環境の整備のための対応について

4. 議事要旨：

(1) 前回のまとめ

- ・ 議決権行使結果の開示について、当日、株主総会に出席した株主の議決まで数えることは実務的に難しいのではないかと。
- ・ 議決権行使環境の整備の関係については、上場会社における普及度を踏まえて対応すべきではないかと。

(2) 投資家が安心して投資できる環境の整備のための対応について

(全般的な意見)

- ・ 米国ではエンロン後、虚偽記載はほとんど見られないが、日本では、最近でも、虚偽記載で課徴金を課されている上場会社が相当数見受けられる。決して日本の上場会社の企業行動が素晴らしいとは言えないのではないかと。
- ・ 問題のある企業行動について、東証の姿勢を出すことは重要であり、良いのではないかと。
- ・ 問題のある企業行動への対応について、数値基準を設けて画一的に対応するのは限界事例への対応が難しく、適切ではないのではないかと。
- ・ 問題のある企業行動について実質的に判断して対応することができるような仕組みが必要である。実質的な判断をするための手続きを整備することを検討してはどうか。
- ・ 問題のある企業行動について実質的に判断して対応していきやすくするため、実質的な判断により措置を講じる場合の措置の内容は弱めとするべきではないかと。
- ・ 問題のある企業行動に対する対応としては、開示で会社に説明を求めるだけでは、抑止するという効果は薄いのではないかと。
- ・ 問題のある企業行動について、それに対する措置があることを使って、そのような企業行動を行わせない方向に誘導すべきではないかと。

(第三者割当について)

- ・ 第三者割当は、企業再生の局面などでどうしても多額の資金調達が必要な場合に利用されることがある。

- ・ 第三者割当について、問題のあるものがあるにしても、一部の問題行動のために、有用な第三者割当に大きな影響が出ないように留意する必要がある。
- ・ 第三者割当について、一定規模以上のものについて仮に上場会社に何らかの対応を求めるとしても、その水準を20%とするのは、会計上の持分会社の基準も考えると厳しすぎるのではないか。
- ・ 一定規模については、買収防衛策や公開買付け規制において、買付者が情報の開示などを求められるようなレベルを参考にするのが、説明がつくし、いいのではないか。
- ・ 第三者割当について、実際には増資をするつもりがないのにアナウンスをするようなものは問題である。
- ・ 第三者割当について、エクイティストーリーをきちんと開示することが重要であり、それを基本に考えていけば良いのではないか。
- ・ 第三者割当について、社外役員による意見の開示を求めるとするのはいいアイデアではないか。
- ・ 第三者割当について社外役員に意見を求めるのであれば、会社法の枠内で行うのが適切ではないか。具体的には、社外監査役に適法性についての意見を求めるとするのが妥当ではないか。
- ・ 第三者割当について、社外役員による意見の開示を求める程度であれば、上場会社の負担はそれほどではないのではないか。

(その他の企業行動について)

- ・ 株式併合について、株式併合に伴い端数となる株式の金銭処理を適切に行わないようなものは問題である。
- ・ 株式併合について、議決権が奪われる少数株主が多いものについては、問題があると言えるが、それ以外のものについては本当に問題があるのかよく検討する必要があるのではないか。
- ・ M S C B に関しては、自主規制が整備されており、現在の対応を企業行動規範において明確化するということが良いのではないか。

以上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

- 問合せ先 -

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当
TEL : 03 - 3666 - 0141 (大代表)